

かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかいいいんいけん はんえいじょうきょう
神奈川県障害者施策審議会委員意見の反映状況について

だい きかながわけんしょう ふくしけいかくそあん はんえい おも いけん
＜第6期神奈川県 障がい福祉計画素案に反映した主な意見＞

かいぎ 会議	いけん がいよう 意見の概要	だい きけいかくそあん はんえいじょうきょう 第6期計画素案への反映状況
9/9 かい 30回 しよめん 書面	<p>いりょうてき じ たい しえん りょういく きょういく 医療的ケア児に対する支援は、療育、教育 きかん ふく そ れんぞくせい 機関も含めてライフステージに沿って連続性 も しえん ひつよう もくひょうたっせい いた を持たせた支援が必要となる。目標達成に至 っていない市町村も多いので、次期計画では じゅうぶんこうりよ ひつよう それを十分考慮する必要がある。</p>	<p>れいわ ねんど せいかもくひょう せつてい 「2 令和5年度の成果目標の設定」の「(5) しょう じしえん ていきょうたいせい せいびどう 障がい児支援の提供体制の整備等」における もくひょうたっせい ほうさく しちょうそん しえん 「目標達成のための方策」に、市町村への支援 きょうか さいさい ついか の強化についての記載を追加しました。</p>
	<p>しちょうそん ほんたつしょうがいしえん せっち 市町村では発達障害児支援センターの設置 はされてきているが、せんもんしよくいん しょうにんけい 専門職員（小児神経 せんもんい こうにんしんりしどう 専門医、PT、OT、ST、公認心理師等）の かくほ わずか ふとうこう ほうりよくこういとう に じ 確保が難しく、不登校や暴力行為等の二次 しょうがい ぼうし しえんたいさく こんなん じょうきょう 障害を防止する支援対策が困難な状況と なっているため、「児童発達支援」などについ てのさいさい ぐわ ての記載を加えてほしい。</p>	<p>していしょうがいふくし どう ていきょうたいせい 「4 指定障害福祉サービス等の提供体制 かくほ していしょうがいふくし どう の確保」の「(2) 指定障害福祉サービス等の みこみりょう かくほ ほうさく じどうほんたつ 見込量の確保のための方策」に「ケ 児童発達 しえんどう ていきょう こうもく さいさい 支援等の提供」の項目を記載しています。</p>
	<p>い しけつていしえん すいしん ちいきせいかつこう 意思決定支援の推進や地域生活移行の そくしんどう ちいきせいかつ ささ じゅうじつどう 促進等、地域生活を支えるサービスの充実等 さいさい けんりつしせつ さいさい と記載されているが、県立施設についての記載 がない。</p>	<p>きほんりねんどう きほんてき してん 「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」に、 しょうがいしゃしえんしせつ どうじしゃめせん 「(イ) 障害者支援施設における『当事者目線の しえん じっせん こうもく こんご けんりつしせつ やくわり 支援』の実践」の項目に、今後の県立施設の役割 についてのさいさい ついか 記載を追加しました。</p>
	<p>ちようかくしょう しゃ かずてき すく しょう 聴覚障がい者など、数的に少なく、障が いとくせい にかい しんどう いの特性についての理解も浸透していないた めに適切な支援を受けることが困難な障が てきせつ しえん う こんなん しょう い者にも適切な相談支援が行えるようにす るため、「障がいの特性に応じた支援の実施」 しょう しょう しょう とうせい おう しえん じっし の項目を入れてほしい。</p>	<p>きほんりねんどう きほんてき してん 「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」に、 しょう とうせいとう はいりょ しえん こうもく 「(イ) 障がい特性等に配慮した支援」の項目を さいさい 記載しています。</p>
	<p>どうじしゃめせん しょう ふくし はんえい 「当事者目線の障がい福祉」の反映につい たん しせつ あ かた しょうらいほうこう て、単に施設の在り方の将来方向にとどまら ず、「地域支援」のサービスの拡充について触 れられてほしい。</p>	<p>きほんりねんどう きほんてき してん 「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」の ちいきせいかつ いこうおよ ちいきせいかつ けいぞく 「イ 地域生活への移行及び地域生活の継続に む しえん ちいきしげん じゅうじつ 向けた支援」において、地域資源の充実につ きさい て記載しています。</p>
	<p>どうこうえんご じぎょうしょうさう じゅうじしやさう りやうじかん 同行援護事業所数、従事者数、利用時間、 りやうしゃごうけい さいさい 利用者合計などを記載してほしい。</p>	<p>どうこうえんご かくねんど 同行援護については、「3 各年度における していしょうがいふくし どう ひつようりょう みこ 指定障害福祉サービス等の必要量の見込み」 ほうもんけい みこみりょう うちわけ における訪問系サービスの見込の内訳とし げっかん ていきょうじかん りやうしやさう さいさい て、月間のサービス提供時間や利用者数を記載 しています。</p>
<p>い しそつうしえんじゅうじしゃ ようせいけんしゅうかい かいさい 意思疎通支援従事者の養成研修会の開催 についてさいさい 記載してほしい。</p>	<p>けん ちいきせいかつしえんじぎょう じっし かん 「6 県の地域生活支援事業の実施に関する じこう い しそつうしえんじゅうじしゃやうせいけんしゅう じっし 事項」に、意思疎通支援従事者養成研修の実施 みこ さいさい 見込みを記載しています。</p>	

かいぎ 会議	いけん がいよう 意見の概要	だい きけいかくそあん ほんえいじようきよう 第6期計画素案への反映状況
9/9 30回 かい しよめん 書面	<ul style="list-style-type: none"> しょう しゃさべつかいしょう もくひよう たいせい 障がい者差別解消について、目標、体制 かくほ い 確保に入れるべきである。 ちいきせいかつしえんきよてん せいび たっせいりつ ひく 地域生活支援拠点の整備の達成率がまだ低 いので、現行計画にある「地域生活支援拠点の せいび のこ 整備」は残すべきではないか。 	<p>「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」に、 「(イ) 障がいを理由とする差別の解消の すいしん こうもく きさい 推進」の項目を記載しています。</p> <p>「2 令和5年度の成果目標の設定」の「(3) ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゆうじつ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の せいかもくひよう ちいきせいかつしえんきよてん せいび 成果目標として、「地域生活支援拠点の整備」を ひ つづ せつてい 引き続き設定します。</p>
11/2 31回 かい	<ul style="list-style-type: none"> そうだんしえん しつ じゆうじつ とりくみ つう 相談支援の「質」を充実させる取組を通じ て、地域移行ニーズを見える化できるような しひよう もう 指標を設けるべき。 	<p>「2 令和5年度の成果目標の設定」の「(6) そうだんしえんたいせい じゆうじつ きようかどう せいかもくひよう 相談支援体制の充実・強化等」の成果目標に 「相談支援専門員専門コース別研修（地域 いこう ちいきていちやく じゆうじしやう るいけい けんどくじ 移行・地域定着）の受講者数（累計）」を県独自 の目標として追加しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> しょうがいふくし どう しつ こうじよう 「障害福祉サービス等の質を向上させる とりくみ かなか たいせい こうちく だいさんしやひようか かつよう 取組に係る体制の構築」に第三者評価の活用 を入れてもらいたい。 	<p>しょうがいふくし じぎようしやとう だいさんしやひようか 障害福祉サービス事業者等の第三者評価の かつよう していしやうがいふくし 活用については、「4 指定障害福祉サービス とう ていきやうたいせい かくほ していしやうがいふくし 等の提供体制の確保」の「(3) 指定障害福祉サ ービス等の従事者の確保及び資質向上のため ほうさく ついか の方策」に追加しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> かながわけん しょう ふくし しょうちいてんぼう 神奈川県の障がい福祉の将来展望につい ては、「当事者目線の障がい福祉に係る将来 けんとういんかい ぎろんとう ふ まえて こんご 展望検討委員会」で検討中のため、同委員会 うご へんこう かのうせい かくほ の動きによって変更する可能性があることを もりこんでおくべき。 	<p>とうじしやめせん しょう ふくし かなか しょうちいてんぼう 「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望 けんとういんかい ぎろんとう ふ まえて こんご 検討委員会」における議論等を踏まえて、今後 ないやう へんこう かのうせい かくほ 内容を変更する可能性があることを「目次」のペ ージに追加しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> じぎようしや しょう とうじしや たい 事業者だけでなく、障がい当事者に対して、 ぎやくたい どういうことが虐待なのか、どういうことが さべつ けんしゆうとう ついか 差別なのかわかるような研修等を追加してほ しい。 	<p>「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」の 「(イ) 障がいを理由とする差別の解消の すいしん とうじしや ふく けんみんりかい そくしん と 推進」に、当事者を含めた県民理解の促進に取り くみ きさい 組むことを記載しました。</p> <p>また、「4 指定障害福祉サービス等の提供 たいせい かくほ していしやうがいふくし とう ていきやう 体制の確保」の「(3) 指定障害福祉サービス等 じゆうじしや かくほおよ ししつこうじよう ほうさく の従事者の確保及び資質向上のための方策」の 「オ 障がい者虐待の防止」に、当事者に対し しゆうち おこな ついか ても周知を行うことを追加しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ふくしじんざい かくほ ねんねんきび 福祉人材の確保は年々厳しくなってきた ため、数値目標には乗りにくい、人材の かくほ きさい 確保についても記載してほしい。 	<p>「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」の 「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の じゆうじつ しょう ちいきせいかつ ささ しえん 充実」に、「(コ) 障がい福祉人材の確保」の項目 を追加しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> しょう しゃ しゃかいげいじゆつさんか とりくみ 障がい者の社会芸術参加などへの取組の い しひょうじ 意思表示がなされているとよい。 	<p>「1 基本理念等」の「(7) 基本的な視点」の 「ウ 障がい者の地域生活を支える支援の じゆうじつ しょうがいしゃ しゃかいさんか ささ 充実」に、「(サ) 障害者の社会参加を支える とりくみ こうもく ついか しょう しゃ ぶんかげいじゆつ 取組」の項目を追加し、障がい者の文化芸術 かつどう すいしんとう きさい 活動の推進等について記載しました。</p>	